(三)　(二)の求めを受けた国土交通大臣は、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をすることとし、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び通行方法について回答をすることとした。（第四七条の一〇第三項関係）

(四)　登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させるときは、第四七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しないこととした。（第四七条の一〇第八項関係）

(五)　登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量等を記録し、保存しなければならないこととし、国土交通大臣は、(一)から(四)までの規定を施行するため必要な限度において、登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させる者に対し、必要な事項についての報告を求めることができることとした。（第四七条の一二第一項及び第二項関係）

(六)　道路管理者は、(三)の回答の内容に従わないで車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止等を命ずることができることとした。（第四七条の一四第一項関係）

歩行者利便増進道路の創設

(一)　道路管理者は、道路の構造等を勘案して、歩行者の利便の増進等を図るため、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（(三)及び(四)において「歩行者利便増進施設等」という。）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができることとした。（第四八条の二〇関係）

(二)　歩行者利便増進道路に係る道路の構造の技術的基準は、歩行者の利便の増進等が図られるように定められなければならないこととした。（第四八条の二一関係）

(三)　(二)の技術的基準に適合する歩行者利便増進道路の区域のうち、道路管理者が指定した区域（(四)において「利便増進誘導区域」という。）内に設けられる歩行者利便増進施設等の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならないとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条関係）

(四)　道路管理者は、利便増進誘導区域における道路の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進等を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等について、公募によって道路を占用する者を選定できることとした。（第四八条の二三～第四八条の二九関係）

自動車駐車場等運営事業

(一)　道路管理者は、自動車駐車場等運営権を設定する場合には、道路法の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させることとした。（第四八条の四〇関係）

(二)　自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（(三)において「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権者から届け出られた利用料金が道路法の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができることとした。（第四八条の四二第一項関係）

(三)　自動車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為について必要な道路の占用の許可等については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可等があったものとみなすこととした。（第四八条の四五関係）

指定登録確認機関

(一)　国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、(二)の業務の実施等に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができることとした。（第四八条の四六関係）

(二)　指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うこととした。（第四八条の四九関係）

(1)　(三)の事務を行うこと。

(2)　道路管理者の委託を受けて、第四七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(三)　国土交通大臣は、その指定をする者に、4の(一)の登録の実施に関する事務（登録の取消しに関する事務を除く。）、4の(三)の回答の実施に関する事務等の全部又は一部を行わせることができることとした。（第四八条の五〇関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の2の(三)の規定による許可等を行うこととした。（第八条及び第一七条関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係

国は、都道府県又は市町村が歩行者利便増進道路の区域において建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合又は道路法第三二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて自動運行補助施設を設置しようとする者に対し自動運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。（第一条、第四条及び第五条関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の3の改正規定は公布の日から、一の4及び一の7の改正規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（法律第三二号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行（以下「特定地域基盤企業」と総称する。）の合併その他の行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「私的独占禁止法」という。）の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたって当該サービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「基盤的サービス」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第一号関係）

(1)　道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する運送サービス（専ら、一の市町村の区域を越え、かつ、一定の距離以上の路線において自動車を運行する事業として主務省令で定めるものに係るものを除く。）

(2)　銀行法その他の法律の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいい、同法第四条第一項の免許を受けた同法第一〇条第二項第八号に規定する外国銀行を除く。）が提供するサービスのうち、地域における国民生活及び経済活動の基盤となるものとして主務省令で定めるもの

2　合併等の認可等

(一)　私的独占禁止法の規定は、特定地域基盤企業等（特定地域基盤企業又はその親会社（私的独占禁止法第一〇条第七項に規定する親会社をいう。）をいう。以下同じ。）が主務大臣の認可を受けて行う合併等には適用しないこととし、特定地域基盤企業等は、合併等の認可を受けようとするときは、単独で又は共同して基盤的サービス維持計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第三条及び第四条関係）